

第3章 消防行政における指導員養成の体系

第1節 消防行政における教育体系の法的根拠

3-1表は、消防行政における教育体系の法的根拠を示している。第5条で消防大学校を、第26条で消防学校を規定している。

3-1表 消防組織法等の仕組み

条 項	内 容 の 項 目	基 準 を 定 め る 告 示 等
第4条 5,6項 第5条 第26条 1,2,3項 4項	消防庁による教育訓練 消防大学校の設置 消防学校の設置 消防学校の教育訓練の基準	消防庁告示「消防学校の施設及び運営の基準」 消防庁告示「消防学校の教育訓練の基準」 通知「消防学校の教育訓練の基準」の授業要目について
第26条の2	教育訓練を受ける機会の確保	

(1) 消防庁の事務

消防庁が行う教育訓練に関する事務は、「消防組織法」（以下「組織法」という。）第4条の第5項で「消防職員及び消防団員の教養基準の研究及び立案に関する事」を行うとともに、同条の第6項で「消防職員及び消防団員の教育訓練に関する事項」を行うとされている。この規定に基づき消防庁が消防大学校の設置運営に関する事務を行っている。

[消防組織法（昭和22年、法第226号）]

第4条【消防庁の事務】消防庁は、次にあげる事務をつかさどる。

- 1～3 略
- 4 放火及び失火の調査技術の研究並びに調査員の訓練に関する事項
- 5 消防職員（消防吏員その他の職員をいう。以下同じ。）及び消防団員の教養訓練の基準の研究及び立案に関する事項
- 6 消防職員及び消防団員の教育訓練に関する事項

(2) 消防大学校設置の法的根拠

消防大学校は、「組織法」第5条で消防庁の組織として設置されている。

[消防組織法]

第5条【教育訓練機関】消防庁に、政令で定めるところにより、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員又は市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な教育訓練を行い、あわせて消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関の行う教育訓練の内容及び方法に関する技術的援助をつかさどる教育訓練機関を置くことができる。

(3) 自治体の業務

市町村は、「組織法」第6条で「当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する」とされているが、同法第18条の2第1項で都道府県の事務として「消防職員及び消防団員の教育訓練に関する事項」を行うとしている。この規定に基づき都道府県が消防学校等の設置運営に関する事務を行う。

[消防組織法]

第18条の2【都道府県の事務】都道府県は、市町村の消防が十分に行われるよう消防に関する当該都道府県と市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協議を図るほか、消防に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 消防職員及び消防団員の教育訓練に関する事項
- 2 以下略

(4) 消防学校設置の法的根拠

消防学校は、「組織法」第26条で各都道府県に設置を義務づけるとともに政令指定都市や市町村も設置できるとされている。(東京特別区及び横浜市など一部の市も消防学校を設置している)

その教育訓練の内容は同条で消防庁の定める基準を確保するよう努めることとされている。(関係法令等(1)「消防学校の施設、人員及び運営の基準」参照、以下「運営の基準」という。関係法令等(2)「消防学校の教育訓練の基準」参照、以下「訓練の基準」という。)

消防学校は、「組織法」の規定に基づく各都道府県ごとの消防組織に関する規定により設置されている。東京消防庁の場合は「東京消防庁組織等に関する規則」によっている。

[消防組織法]

第26条【消防学校・訓練機関】① 都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除く外、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならない。

② 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下、「指定都市」という。)は、単独に又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置することができる。

③ 前項の規定により消防学校を設置する指定都市以外の市及び町村は、消防職員及び消防団員の訓練を行うために訓練機関を設置することができる。

④ 消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。

(5) 消防職員等が受ける教育訓練の根拠

消防職員等には、「組織法」第26条の2で消防大学校又は消防学校において職務に応じた教育を受ける機会が与えられなければならないとされている。

[消防組織法]

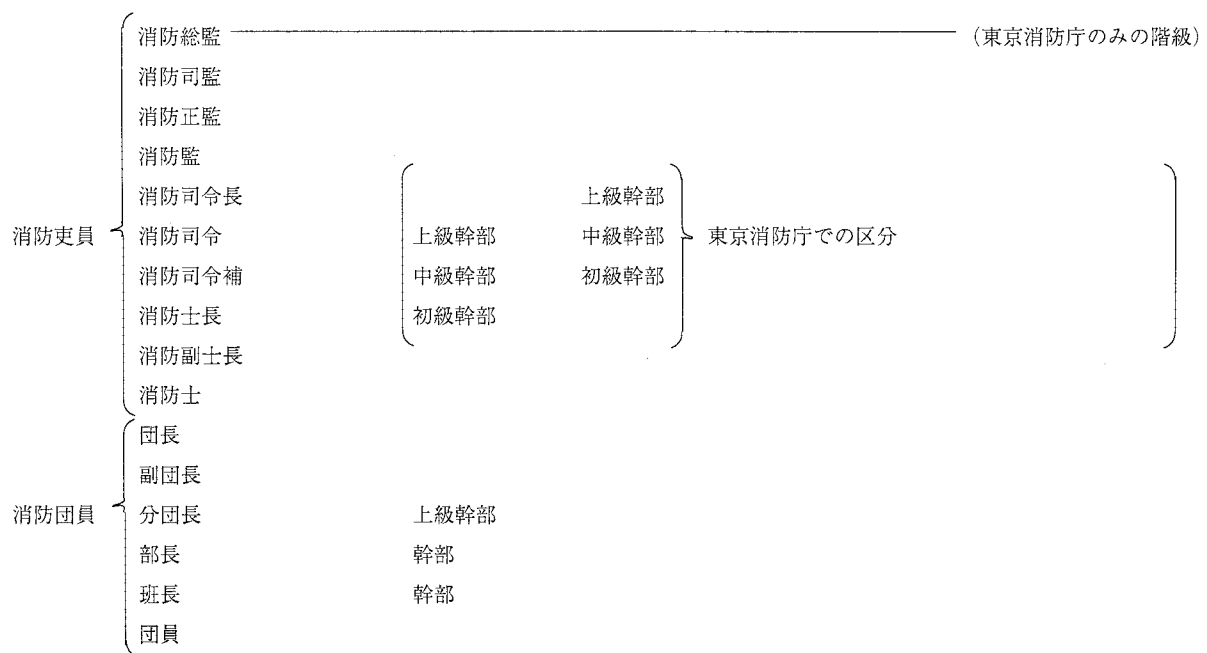
第26条の2【消防職員等の教育訓練】消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。

第2節 消防行政における教育体系の概要

(1) 消防職員等の階級

消防に携わる職員には消防職員と消防団員があり、消防職員には、消防吏員とその他の職員がいる。消防吏員と消防団員は、3-1図のような階級に位置づけられて、部下に対する指導、管理、監督の権限が明確になっている。消防職員等の業務は、常に危険を伴う災害の現場等における業務なので、管理監督者には十分な管理能力が求められる。

上位の階級に昇格するためには、昇任試験（選考）に合格する必要がある。また、幹部になったもの及び幹部の候補者に対しては、管理監督者としての資質を高めるための教育が実施されている。

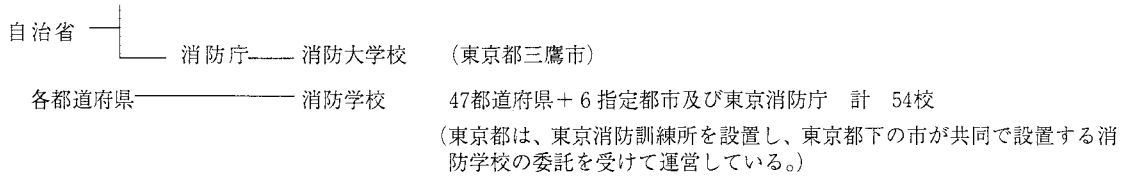


3-1図 消防吏員等の階級

(2) 消防行政における教育施設等

消防行政は、自治省の外局として設置されている消防庁が行っている。消防庁は、「組織法」に基づき消防大学校を設置して、消防職員等に幹部として必要な高度の教育訓練を行うとともに、都道府県の消防学校等に対し教育訓練に関する必要な技術的援助を行っている。

各都道府県は「組織法」に基づいて消防学校を設置して、職員がその任務を遂行するために必要な知識、技能等の向上を図る等により職務の適正かつ能率的な執行を期すための教育を行っている。3-2図に消防行政における教育体制の概要を示す。



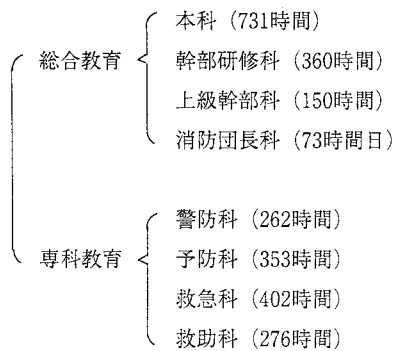
消防本部	消防本部	931
	消防署	1,615
	出張所	3,207
	消防職員数	144,885
消防団	消防団	3,641
	分団	25,561
	非常勤消防団員	979,718
	消防団常備部	1
	常勤消防団員	19

「平成6年版消防白書」による平成6年4月1日現在の数

3-2 図 消防行政における教育体制の概要

(3) 消防職員等に対する教育訓練実施の概況

① 消防大学校における教育訓練の概況



3-3 図 消防大学校の教育訓練

消防大学校における教育は、3-3図のように大きく総合教育と専科教育に分けられる。総合教育は幹部教育を中心にしており、専科教育は警防、予防等の専門分野を中心にした教育である。

消防大学校は昭和23年に消防講習所として発足した。当初、総合教育を中心としていたが、昭和34年に消防大学校になってからは専科教育の実績を上げている。

総合教育の本科は、初めて幹部となる消防司令補程度の消防職員に対する5ヶ月にわたる教育で、幹部に必要な素養を修得させることを目的としている。幹部研修科は消防司令程度、上級幹部科は消防長又は消防署長程度の者に対する1~2ヶ月程度の教育で、より上級の幹部に必要な素養を修得させることを目的としている。

専科教育である警防科、予防科、救急科、救助科^{注1}は、それぞれの業務の高度な知識、業務を修得するとともに、それぞれの業務の管理監督者として必要な素養を修得させることを目的としている。

次に、消防大学の卒業生の状況を示す。

3-2表 消防大学卒業生の概況

学 科		卒 業 生		
		昭和 23.6～昭和 34.3 (消防講習所)	昭和 34.4～平成 5.3 現在 (消防大学校)	合 計
総合教育	本 科	796 人	1,954 人	2,750 人
	幹 部 研 修 科	—	759	759
	上 級 幹 部 科	668	2,469	3,137
	消 防 団 長 科	453	1,171	1,624
	計	1,917	6,353	8,270
専門教育	警 防 科	—	3,636	3,636
	予 防 科	386	3,473	3,859
	救 急 科	—	2,152	2,152
	救 助 科	—	1,132	1,132
	計	386	10,393	10,779
その他	危 険 物 保 安 科	—	327	327
	教 員 科	—	244	244
	専 修 科 等	817	840	1,657
	計	817	1,411	2,228
	合 計	3,120	18,157	21,277

参考文献(5)「要覧 消防大学校」10頁から

② 消防大学の「教官」の資格

消防大学の教官は、自治省消防庁の職員の外、全国の消防本部の司令もしくは司令長から適任者を選任して数年間の派遣を依頼して確保している。

③ 消防学校等における教育訓練の概況

消防学校等における教育は、大きく初任教育、専科教育、幹部教育、特別教育に分けられる。

初任教育は、新任の消防職員に対して6ヶ月(900時間)以上にわたり消防職員としての基本的な知識、技能等を修得させることを目的としている。その内容や履修期間は、高卒程度、大卒程度により異なる。

注1：警防は消化を中心とした事故、災害現場での活動。予防は建築物等の防火基準の確認を中心とした火災予防のための活動。

救急は被災者の救護、搬送を中心とした活動。

救助は事故、災害現場からの被災者の救出を中心とした活動。

専科教育は警防、救急、予防等の業務を遂行するための専門的な知識、技能等を修得させることを目的としている。幹部教育は管理監督者として必要な素養を修得させることを目的としている。

特別教育は一定期間の実務経験を経た消防職員等に対する再教育、消防関係法令の制定又は改正、新しく開発された機器の採用などに伴う短期教育など必要に応じて実施されるものである。

次に、全国の消防職員に対する教育訓練の科別受講状況を示す。

3-3表 消防職員に対する教育訓練の科別受講状況

(単位：人、%)

区 分	平成4年度	平成5年度
初 任 教 育	4,382 (16.5)	5,472 (20.4)
専 科 教 育	13,206 (49.8)	13,076 (48.6)
警 防 科	1,566 (5.9)	1,437 (5.3)
予 防 科	2,032 (7.7)	1,462 (5.4)
機 関 科	193 (0.7)	311 (1.2)
救 急 科	7,895 (29.8)	8,555 (31.8)
救 助 科	1,520 (5.7)	1,311 (4.9)
幹 部 教 育	2,852 (10.8)	3,566 (13.3)
特 別 教 育	6,078 (22.9)	4,760 (17.7)
計	26,518 (100.0)	26,874 (100.0)

参考文献(4)「平成6年版 消防白書」160頁から

④ 消防学校の教員の選任

消防学校等の教員の資格については、「運営の基準」第9条で「教員は、消防に関する相当の学識経験を有するものでなければならない」と定めている。各都道府県では、この基準に沿ってそれぞれ規定している。東京消防庁の場合は、「東京消防庁本庁庶務規程」で、司令補、または司令で係長職にないものと定めているとのことである。東京消防庁ではこの階級の職員が約4,000人おり、その中から消防教育に最も適した人材を専門や適正等を考慮して選任（専任及び兼任）している。

第3節 消防職員等に対する教育の現状

(1) 消防大学校における教育の現状

① 組織、指導員等の位置づけについて

「消防大学校の要覧」によると設置目的は、次のとおりである。

「消防大学校は、国、都道府県消防事務に従事する職員や市町村の消防職団員に、幹部として必要な高度の教育訓練を行うとともに、都道府県等消防学校や消防訓練機関に対し、教育訓練に関する必要な技術的援助を行うことを目的として、消防組織法に基づき設置された国の機関である。」

参考文献(5)「要覧 消防大学校」から

後に述べるが、都道府県の消防学校における教育訓練の内容にも管理監督者に対するものがある。消防大学校においては、「～高度の教育訓練を行うとともに～」とあるように、消防学校が行うものに比べ高度な内容、又は各都道府県が行った幹部教育の上積みをする教育訓練が実施されている。

消防大学校では、教育訓練の他に都道府県消防学校等に対する、教育訓練に関する必要な技術的援助を行っている。消防大学校は教育訓練の内容及び方法について必要な技術援助として、都道府県消防学校等に対し次のような事業を行っている。

- ・ 消防学校等で使用する教育指導資料等の企画・編さん・配布
- ・ 消防学校等に対する視聴覚教材（映画フィルム、スライドフィルム等）の貸出
- ・ 消防学校等の職員を対象とする消防教育訓練研究会の開催
- ・ 消防学校等に対する講師の派遣及びあっ旋

（注）消防学校等への技術援助については（財）消防科学総合センターの協力を得ている。

調査研究としては次の事業を行っている。

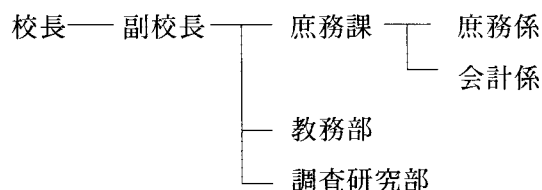
- ・ 消防大学校及び消防学校で使用する教科書その他の教材の編さん
- ・ 消防関係者の研修等に資するための「消防研修」の発行
- ・ 消防教育訓練の内容及び方法に関する調査研究

参考文献(5)「要覧 消防大学校」から

消防大学校における指導員に相当する職員は、一般に「教官」と呼ばれている。「教官」は、自治省消防庁の外、地方自治体の消防本部から2年程度派遣（出向）されて教育訓練にあたっている。出身の自治体により異なるが、「司令」もしくは「司令長」の階級にあるものを登用している。「教官」は、有している専門性や人事上の配慮により配置される。「教官」の専門性は、消防業務の分野の警防、予防、救急、救助である。

② 組織の運営について

消防大学校の組織は次のとおりである。



参考文献（5）「要覧 消防大学校」から

庶務課は管理業務を行う。また、教務部、調査研究部は次の業務を行う。

・教務部

部長（兼教授 1名）、事務職員（2名）、教授（1名）、教授室スタッフ（6名）

教務部の教授が外部講師のアレンジなどの教育訓練のコーディネートをを行い、教授室スタッフが教育訓練にあたる。

・調査研究部

部長（1名）、事務職員（1名）

調査研究部が教材開発や資料室の管理を行っている。

③ 教育訓練のカリキュラム等

カリキュラムは消防庁告示により基準が定められており、基準に基づいて大学校で作成している。改訂にあたっては、学生の評価を中心に検討している。

次に消防大学校が行う課程のそれぞれの教育訓練目的を示す。

3-3表 消防大学校が行う教育訓練目的

部	学 科	教 育 訓 練
総合教育	本 科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材の養成を図る。
	幹 部 研 修 科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の幹部たるに相応しい人材の養成を図る。
	上 級 幹 部 科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に上級幹部である者の資質の向上を図る。
	消 防 団 長 科	消防団の上級幹部に必要な知識及び技術を総合的に修得させ資質の向上を図る。
専科教育	警 防 科	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ警防業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。
	予 防 科	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ予防業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。
	救 急 科	救急業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ救急業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。
	救 助 科	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ救助業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。

参考文献（6）消防大学校教育訓練実施要領から

次に上記の教育訓練の実施時期に関する年間計画を示す。

3-4表 平成6年度消防大学校学科別訓練実施要綱

部	学 科	期・回	6年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	7年 1月	2月	3月
総合 教育	本 科	54期	5(火)					2(金)						
		17期	5(火)									10(火)		
	幹部研修科	18期			21(火)									23(木)
		48期		10(火)										
	上級幹部科	49期			8(水)				21(水)					
		36期								21(金)				
消防団長科	36期			14(火) 28(火)										
専 科 教 育	警 防 科	55期								1(火)				
		56期									27(火)			
	予 防 科	56期							27(火)					
		57期									9(金)			
	救 急 科	46期			30(木)				20(火)					
		47期								4(火)				
	救 助 科	30期	5(火)											
		31期			3(金)									
		31期					25(木)							
									21(金)					

参考文献 (6) 消防大学校教育訓練実施要項から

次にそれぞれの課程の入校資格を示す。

入校資格

1 消防大学校（以下「大学校」という。）入校者に必要な要件は、都道府県消防学校の職員、市町村の消防史員及び消防団員にあつては消防大学校における全課程を終了し得る学力及び体力を有し、かつ、次に示す資格を有する者とする。ただし、市町村の消防史員にあつては、上級幹部科を除き、消防学校における研修経歴を有していること。

表中、警防科、予防科及び救急科の市町村分の入校資格のうち、実務経験年数に関しては、兼務している期間も含むものとする。年齢基準の基準日は、平成6年4月1日とする。

3-5表 入校資格

部	学 科	所 属 区 分	資 格	年 令 基 準
総 合 教 育	本 科	都 道 府 県	消防学校において、教育訓練に従事している者又はその予定者 で、次のいずれかに該当する者又はその予定者	30才以上 45才未満
		市 町 村	1 消防司令補以上の階級にある者 2 都道府県消防学校へ教員として派遣される予定の者 3 地方自治法第252条の19に定める指定都市（以下「指定都市」という。）の消防学校において、教育訓練に従事している者又はその予定者	
	幹 部 研 修 科	都 道 府 県	消防学校において、教育訓練に従事している者又はその予定者で、 次のいずれかに該当する者 (1) 幹部課程を担当する者 (2) 係長又は係長相当職以上の職にある者	35才以上
		市 町 村	1 消防司令以上の階級にある者 2 消防史員の数が、100人未満又は、人口10万未満の市町村において、5年以上消防司令補の階級にある者 3 指定都市消防学校において、教育訓練に従事している者又はその予定者で幹部課程を担当する者	53才未満
	上 級 幹 部 科	都 道 府 県	消防学校において、課長以上の職にある者	40才以上
		市 町 村	1 消防長又は消防署長の職にある者 2 消防署長と同等以上の職にある者 3 指定都市消防学校において、副校長職以上の職にある者	
	消 団 防 科	市 町 村	消防団長又は副団長の階級にある者	—
専 科 教 育	警 防 科	都 道 府 県	消防学校において、警防業務に関する教科担当している者又はその 予定者	
		市 町 村	1 消防司令補以上の階級にあり、かつ、警防業務に従事している 者又は従事する予定の者で消防学校において警防専科教育を受講 した者又は警防業務の実務経験が1年以上の者	

部	学 科	所 属 区 分	資 格	年 令 基 準	
専 科 教 育	警 防 科	市 町 村	2 消防史員の数が100人未満又は人口10万未満の市町村において、警防業務に従事している者又は従事する予定の者で、3年以上消防士長の階級にある者 3 都道府県消防学校へ教員として派遣される予定の者 4 指定都市消防学校において、警防業務に関する教科を担当している者又はその予定者		
		都 道 府 県	消防学校において、予防業務に関する強化を担当している者又はその予定者		
	予 防 科	市 町 村	1 消防司令補以上の階級にあり、かつ、予防業務に従事している者又は従事する予定の者で消防学校において警防専科教育を受講した者又は警防業務の実務経験が1年以上の者 2 消防史員の数が100人未満又は人口10万未満の市町村において、予防業務に従事している者又は従事する予定の者で、3年以上消防士長の階級にある者 3 都道府県消防学校へ教員として派遣される予定の者 4 指定都市消防学校において、予防業務に関する教科を担当している者又はその予定者	30才以上 50才未満	
		都 道 府 県	消防学校において、予防業務に関する強化を担当している者又はその予定者		
	専 科 教 育	救 急 科	市 町 村	1 消防司令補（消防史員の数が100人未満又は人口10万未満の市町村にあっては、3年以上消防士長の階級にある者）以上の階級にあり、かつ、救急隊員の資格を有する者で救急業務に従事している者又は従事する予定の者で、救急業務の実務経験が1年以上の者 2 救急隊長の職にある者 3 救急隊員の資格を有する者で都道府県消防学校へ教員として派遣される予定の者 4 救急隊員の資格を有する者で、指定都市消防学校において、救急業務に関する教科を担当している者又はその予定者	30才以上 50才未満
			都 道 府 県	消防学校において、救急業務に関する教科を担当している者又はその予定者	
	専 科 教 育	救 助 科	市 町 村	1 消防士長以上の階級にある者で、救助業務に従事している者又は従事する予定の者および救助技術の指導を行っている者で、消防学校において救助専科教育を受講した者又は救助業務の実務経験が1年以上の者 2 救助隊長の職にある者 3 都道府県消防学校へ教員として派遣される予定の者 4 指定都市消防学校において、救助業務に関する教科を担当している者又はその予定者	40才未満
			都 道 府 県	消防学校において、救助業務に関する教科を担当している者又はその予定者	

参考文献 (6) 消防大学学校教育訓練実施要項から

それぞれの課程は、都道府県の消防職員等にあつては消防学校で教科を担当しているか又は、その予定者、市町村の消防職員等にあつては消防学校で教科を担当しているか又はその予定者とともに、一定の階級以上に一定期間在職して、その業務に現在ついている者が対象となっている。幹部研修課程において消防職員等の数や、人口の少ない都市の職員に対して、入校資格の階級に差を設けているのは、組織構成上人口の少ない都市に対象者の絶対数が少ないことに配慮したものである。後に述べる都道府県の消防学校における教育訓練の内容にも管理監督者に対するものがあるが、消防大学校においては、消防学校が行うものに比べ高度な内容の教育訓練が実施されている。

3-6表に総合教育の幹部研修科のカリキュラムを示した。

3-6表 消防大学校教育訓練実施要領 学科別教授科目等（抜粋）

○幹部研修科

教育訓練期間 78日

科 目	時 間	科 目 主 眼 点
一般教養	15	
長 官 講 話	1	
校 長 〃	1	
部 外 〃	8	
日 本 経 済 の 動 向	3	日本経済の現状と将来 校歌、寮歌等
歌 唱 指 導	2	
消防法制	62	
消 防 行 政	3	現状と問題点
予 防 〃	2	〃
危 険 物 〃	2	〃
防 災 〃	2	〃
救 急 救 助 〃	2	〃
震 災 対 策 行 政	2	現状と問題点
特 殊 災 害 〃	2	〃
消 防 財 政	3	制度と現状
消 防 表 彰 制 度	2	制度の概要
法 制 執 務	3	法律的なものの見方、考え方
地 方 自 治 制 度	3	制度の概要と最近の課題
地 方 公 務 員 制 度	12	〃
消 防 力 ・ 水 利 の 基 準	3	制度の概要と消防力の適正配置
消 防 組 織 法	3	法制度の概要
消 防 作 用 法	6	消防作用の内容
災 害 対 策 基 本 法	3	法制度の概要
国 家 賠 償 法	3	〃
消 防 行 政 訴 訟	3	訴訟事例とその対応
建 築 基 準 法	3	法制度の概要

科 目		時 間	科 目 主 眼 点
消防管理		64	
	消 防 実 務 管 理	2	消防実務の問題点とその対応
	安 全 管 理	3	管理者としての安全管理
	リ ー ダ ー シ ッ プ 論	6	リーダーシップと部下の指導
	管 理 者 の 役 割	9	管理者の業務等
	人 間 関 係 論	9	管理論の展開課程、人間行動の動機付け等
	教 育 技 法	6	教授技法
	職 場 教 育	9	職場教育のあり方とその方法
	健 康 管 理	3	消防職員の健康管理
	体 育 運 動 理 論	3	体育運動の原理、原則
	災 害 情 報 シ ス テ ム	3	災害情報の集収とコンピューター利用
	地 震 現 象	3	地震現象と予知
	災 害 心 理 学	3	災害時の人間心理
	消 防 情 報 管 理	3	高度情報化社会における情報管理
	広 報	2	広報のあり方
消防運用		109	
消 防 対 策	査 察 ・ 違 反 処 理	7	査察の着眼点と違反処理手続
	消 防 広 報	3	消防広報の実務
	予 防 対 策	3	住宅防火対策等の実務の推進
	防 火 管 理	3	防火管理業務とその指導、自主防災組織
	消 防 用 設 備 規 制	3	法規制の概要
	都 市 防 災	2	都市防災対策
	建 築 防 災 対 策	3	防災建築と消防活動
	避 難 対 策	3	群衆の避難行動とその対策
	震 災 対 策	2	震災活動
	化 学 工 業 災 害 対 策	3	コンビナート等の災害対策
	風 水 害 対 策	3	洪水、高潮等の対策
	都 市 ガ ス 災 害 対 策	3	ガス利用とその災害対策
	林 野 火 災 対 策	3	野火、山火事対策
	地 す べ り 災 害 対 策	3	山崩れ災害対策
放 射 能 災 害 対 策	3	放射能の基礎知識と災害対策	
	消 防 通 信	3	消防防災通信の概要
現 場 活 動	現 場 指 揮 論	9	現場指揮理論、統括指揮要諦、部隊運用等
	消 防 戦 術	15	現場指揮要項、消防活動技術、特殊災害活動技術
	救 急 実 務	3	救急指揮、救急医療、救急運用の技術
	救 急 業 務	3	救助の意義と救助の指揮要領
	火 災 調 査	3	火災原因と損害調査
訓 練	実 技 訓 練	14	災害別消防活動の指揮訓練、図上訓練
	訓 練 礼 式	6	各個訓練、部隊訓練、通常点検要領等
演 習		15	
自 主 研 究		15	

科 目	時 間	科 目 主 眼 点
日課活動	31	
ホーム・ルーム 研究活動 スポーツ	31	
研修等	60(53)	
施設研修 現地研修 期末研修 諸行事	11 14(7) 14 21	入校式 3、受講説明 4、卒業準備 4、卒業式 3、
論文作成	0	
		テーマは、入校後指定する (課外において作成し提出する。)
効果測定	4	
		管理者の役割、地方公務員制度、査察・違反処理 現場指揮論

(総 時 間 数) 360 (353)

参考文献 (6) 消防大学学校教育訓練実施要領から

中心となる教科は「消防法制」、「消防管理」、「消防運用」である。総時間数360時間の内、この3教科で、235時間(65%)を占めている。

教育訓練に関する教科は、「消防管理」の中の、「リーダーシップ論(6時間)」、「管理者の役割(9時間)」、「人間関係論(9時間)」、「教育技法(6時間)」、「職場教育(9時間)」、「消防運用」の中の「現場指揮論(9時間)」、「消防戦術(15時間)」などである。これらの教科は、Off-JTよりも現場での指揮監督を指向したカリキュラムといえる。この傾向は、消防大学が実施する他のコースでも同様である。

幹部研修科は、消防学校の教員又は教員になる予定の者が対象となっており、この点からみると、上記のカリキュラムでは、指導技術に関する内容の比重が小さくなっている。消防行政における教育訓練が、OJTを中心にしたものであることがこのカリキュラムからも窺える。

④ その他

教材の整備状況については、常勤の講師が受け持つ授業の教材が整備されている。非常勤講師が行う授業については、各講師がそれぞれに準備している。教育を受けた学生のメリットは、消防行政における教育のメインはOJTであり、Off-JTの訓練となるこれらの教育訓練を受講しても昇級等に際して特別のメリットが用意されていない。消防大学では、消防学校の「教員」、または「教員になる予定の者」の訓練も行うことになっているが、全学生のうち10%程度が消防学校の教官となっ

ている。学生は、自治体の消防本部から推薦されたものを消防大学校で選抜している。しかし、消防大学校が1年間に受け入れられる学生数は限られており（約500人）、全国の14万人の消防職員等が消防大学校で研修を受ける機会は極めて限定されている。

自治体ごとに階級に差があることから、学生の年齢や資質等に差があり、指導に工夫が必要である。地方の消防本部の場合、職員数が少ないことから、1名が研修に出ると消防業務に支障を来すこともある。

(2) 消防学校等における教育の現状（東京消防庁消防学校を例に）

① 組織、指導員等の位置づけについて

東京消防庁消防学校の場合、その教育方針を次のように定めている。

「消防学校における教育は、東京消防庁教養規に基づき、職員がその任務を遂行するために必要な知識・技能等の向上を図り、体力を錬成し、職務の適正かつ能率的な執行を期することにある。」

参考文献（8）「平成7年度 学校教養計画 東京消防庁消防学校」から

消防学校の専任指導員は「教官」と呼ばれている。「教官」になるための免許、資格は特にはないが、「東京消防庁本庁処務規程」に「消防司令補」及び「係長職にない消防司令」であることが規定されている。この階級の平均的な年齢は、40歳台である。東京消防庁の定員約18,000人の内、対象となる職員は約4,000人おり、この中から専門性、経歴、適性及び勤務評定における自己申告等を考慮して通常の人事異動により選考される。「教官」の平均的な勤続期間は5～7、8年程度である。「教官」の学歴は、半数が大卒となっている。

専科研修、幹部研修は、専門性及び消防行政の当面する問題に対する知識、技術、考え方に重点が置かれることから、庁内所管部の部課長、係長が講師となるか、あるいは大学教授等の専門家講師に依頼している。

② 組織の運営について

東京消防庁が設置する消防学校は、東京消防庁消防学校と東京都消防訓練所の2校があり、「教官」は併任している。東京消防庁消防学校は、都内の23区及び東京消防庁に消防の事務業務を委託している市町村の消防職員等に対して教育を行っている。また、東京消防訓練所は、それ以外の市町村の消防職員等に対して教育を行っている。

東京消防庁消防学校の組織は、校務課と教養課からなっており、約100名の職員で運営している。それぞれの業務は次のとおりである。

- ・校務課（主に教育訓練を担当）64名
 1. 新任消防職員の教育に関すること。
 2. 幹部職員の教育に関すること。
 3. 専科教育に関すること。
 4. 一般教育に関すること。

5. 救急救命士養成所の業務に関すること。

・校務課（主に訓練に関する管理を担当）37名事務補助5名

1. 教養計画に関すること。

2. 教育資器に関すること。

3. 学校の寮に関すること。

4. 東京消防訓練所との連絡に関すること。

5. 校内他の課に属さないこと

③ 教育訓練のカリキュラム等

カリキュラムは「組織法」に基づく「訓練の基準」を満たすように作成されている。

3-7表に研修実施計画表を示す。

初任総合教育は、初めて消防職員になる者を対象として、予防行政や消防活動に必要な知識、技能等を修得することを目的とした教育訓練で、高、短大卒、大卒等に分けて教育を行っている。幹部研修は、新任幹部を対象として、管理能力等を修得することを目的とした教育訓練を行っている。特別研修は、実務経験を経た消防職員等に対する再教育で、制度の改正、新開発の消防機器等導入等に対応することを目的とした短期の研修である。専科研修は、警防、予防などの専門分野のエキスパートを養成することを目的とした教育訓練を行っている。東京消防庁内でそれぞれの業務に就くための資格を設けているが、その資格の取得を目的としている。

東京消防庁の資格には、上級警防指揮、警防指揮、特別救助、水難救助、予防技術、特別操作機関、大型機関、機関技術、救急車限定機関、救急技術等があり、東京消防学校では、これらの資格を取得する専科研修を行っている。これらの資格は、各消防職員等が希望する研修の選抜試験を受験し、研修終了後取得する。

消防業務は専門化しており、今後もこの傾向が強くなると予想されている。これに伴い、「教官」にも専門性が求められ、選考にあたっては経歴、資格、学歴、職歴等を勘案して行っている。

3-7表 学校教養計画 計画表

[初任給総合教育、幹部・特別研修等実施計画表]

教 養 種 別	対 象 者	期 間	回 数	人 員		
				1 回	計	
初 任 総 合 教 育	専 門 ・ I 類	9 月 間	3 クラス		114	
	Ⅱ ・ Ⅲ 類	12 月 間	3 クラス		122	
	女 性	7 月 間	1 クラス		28	
	主 事	12 日	1 クラス		10	
幹 部 研 修	上級幹部研修（新任課程）	消 防 司 令 長	13 日	1	40	40
	中級幹部研修（新任課程）	消 防 司 令	15 日	2	50	100
	初級幹部研修（新任課程）	消 防 司 令 補	30 日	5	60	300
特 別 研 修	消 防 士 長 研 修	消 防 士 長	13 日	5	60	300
	主 事 研 修	副 主 任 等	5 日	1	30	30
	特別救助隊長特別研修	消 防 司 令 補	2 日	2	35	70
	化学機動中隊長特別研修	消 防 司 令 補	3 日	3	30	90
	予防課係長特別研修	消 防 司 令	3 日	4	40	160
	予防技術特別研修	消 防 司 令 補	5 日	4	40	160
	装 備 （ 通 信 ） 研 修	消 防 士 長 以 下	5 日	1	50	50
	救 急 隊 長 特 別 研 修	消 防 司 令 補	3 日	4	60	240
教 養 講 座	職 員 一 般	1 日	5	250	1,250	

専科実施計画表

教養種別		対象者	期間	回数	人員	
					1回	計
警防	上級警防指揮技術研修	消防司令	8日	1	50	50
	警防指揮技術研修	消防司令補	8日	1	50	50
	特別救助技術研修	消防司令補以下	32日	1	50	50
	水難救助技術研修	消防司令補以下	21日	1	20	20
予防	予防技術研修	消防司令補以下	37日	1	50	50
装備	特別操作機関技術研修	消防士長以下	18日	1	20	20
	大型機関技術研修	消防士長以下	20日	1	30	30
	機関技術研修	消防士長以下	18日	4	40	160
	救急車限定機関研修	消防士長以下	7日	2	40	80
救急	救急技術研修	消防司令補以下	44日	1	50	50
	救急Ⅱ課程研修	消防司令補以下	20日	5	70	350
救急救命士養成課程研修		消防司令補以下	6か月	2	50	100

参考文献(8)「平成7年度 学校教養計画 東京消防庁消防学校」から

3-8表にカリキュラム例として幹部研修のカリキュラムを示す。

3-8表 幹部研修カリキュラム

研 修 名	上 級 幹 部 研 修 (新 任 課 程)
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職としての責務の自覚 ・ 新任課長としての職場管理能力の修得 ・ 副署隊長としての現場指揮能力の向上
研 修 対 象 者	消防司令長昇任選考合格者
研修期間及び実施回数	第30期 H7.9.12～9.29 (13日) (1回)

目 標	教 科 目	時 限 数	方 法
管理職意識の付与	組織倫理 管理者論 訓練礼式	16	講 義 実 習
職場管理能力の付与	日本経済の動向 消防行政の現状と将来展望 都政の現状と課題 男女平等の推進 当庁の方針 情報管理 職場事例討議 同和行政	60	〃
現場管理能力の付与	統括指揮訓練 災害事例研究	9	講 義 実 習
	行事その他	2	

研 修 名	中 級 幹 部 研 修 (新 任 課 程)
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 係長として的人格形成及び責務の自覚 ・ 係長としての行政・業務管理能力、部下指導能力の向上 ・ 大隊長としての現場指揮能力の修得
研 修 対 象 者	消防司令昇任試験合格者
研修期間及び実施回数	第72期 H7.7.11～7.31 第73期 H8.1.10～1.31 (15日) (2回)

目 標	教 科 目	時 限 数	方 法
監督者意識の高揚	倫理 係長の責務 訓練礼式	9	講 義 実 習
行政管理・業務管理能力の付与	都政の動向 当庁の方針 消防財政 行政管理 都市防災 同和行政 行政訟務 情報とその活用 消防と広報 折衝技法 救急行政 予防行政 予防実務 災害心理	37	講 義 討 議
部下指導能力の付与	管理者論 服務指導 男女平等の推進 職場事例討議	29	〃 〃
大隊長の指揮能力の付与	指揮論 安全管理 統括指揮要領 災害事例	27	講 義 実 習
	行事その他	2	

研 修 名	初 級 幹 部 研 修 (新 任 課 程)	
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監督者としての責務の自覚及び役割の理解と実践 ・ 部下指導能力の修得 ・ 大隊長としての現場指揮能力の修得 ・ 主任として、業務を的確に処理できる能力の修得 	
研 修 対 象 者	消防司令昇任試験合格者	
研 修 期 間 及 び 実 施 回 数	第 159期 H 7 . 5 . 1 ~ 6 . 14 第 160期 H 7 . 6 . 30 ~ 8 . 10 第 161期 H 7 . 9 . 1 ~ 10 . 16 第 162期 H 7 . 11 . 1 ~ 12 . 14 第 163期 H 8 . 2 . 1 ~ 3 . 14	(30日) (5 回)

目 標	教 科 目	時 限 数	方 法
監督者意識の付与	倫理 訓練礼式 職場の人間関係 消防司令補の責務 交流分析の基礎	29	講 義 実 習
部下指導能力の付与	教育原理 教育心理 人事管理 部下の能力評価 服務事例研究 部下教育技法 体力管理	24	講 義 討 議
業務遂行能力の向上	人事施策 消防施策 同和行政 仕事の進め方 行政事例演習 訟務 文書管理 消防財政 防災行政 消防団指導 救急業務 予防行政 指導行政 装備業務	71	講 義 実 習
中隊長の指揮能力の付与	指揮論 消防戦術 部隊運用 安全管理 消防用設備の活用 燃焼理論 消防活動指揮訓練	75	講 義 実 習
	行事その他	7	

参考文献(8) 東京消防庁消防大学校「平成7年度 学校教養計画」

これらのカリキュラムは、「訓練の基準」及び「消防学校の教育訓練の基準」の教授要目について(通知) (以下「教授要目」という。)に基づいて作成されている。「教授要目」は、消防庁総務課長から各都道府県消防主幹部長及び消防学校設置市消防長宛に通知されたもので、昭和45年に初めて通知された後、平成3年までに7回改正されている。比較的頻繁に内容の見直しがされ、しかも全国で消防関係の業務が共通化されていることを窺わせる。つまり、消防行政における教育訓練は、職域や職制で明確な業務に対して行っているといえる。例えば、幹部研修のカリキュラムでは、初級幹部の教科目に「教育原理」「教育心理」「部下の能力評価」「部下教育技法」等が設定されており、初級幹部がOJTで指導的役割を果たす職制であることを窺わせる。

④ その他

消防学校等の運営には東京消防庁の教育需要に適切に対処するために計画係が置かれ、カリキュラムの全体的作成、調整、教育要素の調査策定を担当し、又、教科書、補助教材(CAI教材、VTR教材、その他の教材)の開発、収集、管理を行う教材管理係が置かれている。新校舎が1995年3月16日に落成した。新校舎では学生、研修生の能力、理解度に応じた教育、あるいは、消防活動等の理解の効率化のためにコンピュータを利用した教育システムが導入されている。

「教官」の研修については、配置にあたって1週間程度の配置教養研修(オリエンテーション、職場の同僚等による)を行う他、2ヶ月に1度程度の指導方法等についての研修会を開催している。なお、一つの教科には複数の教官が配されており、前任者が後任者に指導することが可能であり、人事異動による教育の中断、教育レベルの低下などが起こらないよう配慮されている。また、レスンプランやブロックチャートなどを作成し、ノウハウの蓄積を行っている。

第4節 消防における指導員養成の特徴と職業能力開発分野における指導員養成への示唆

(1) 指導員資格と人事制度

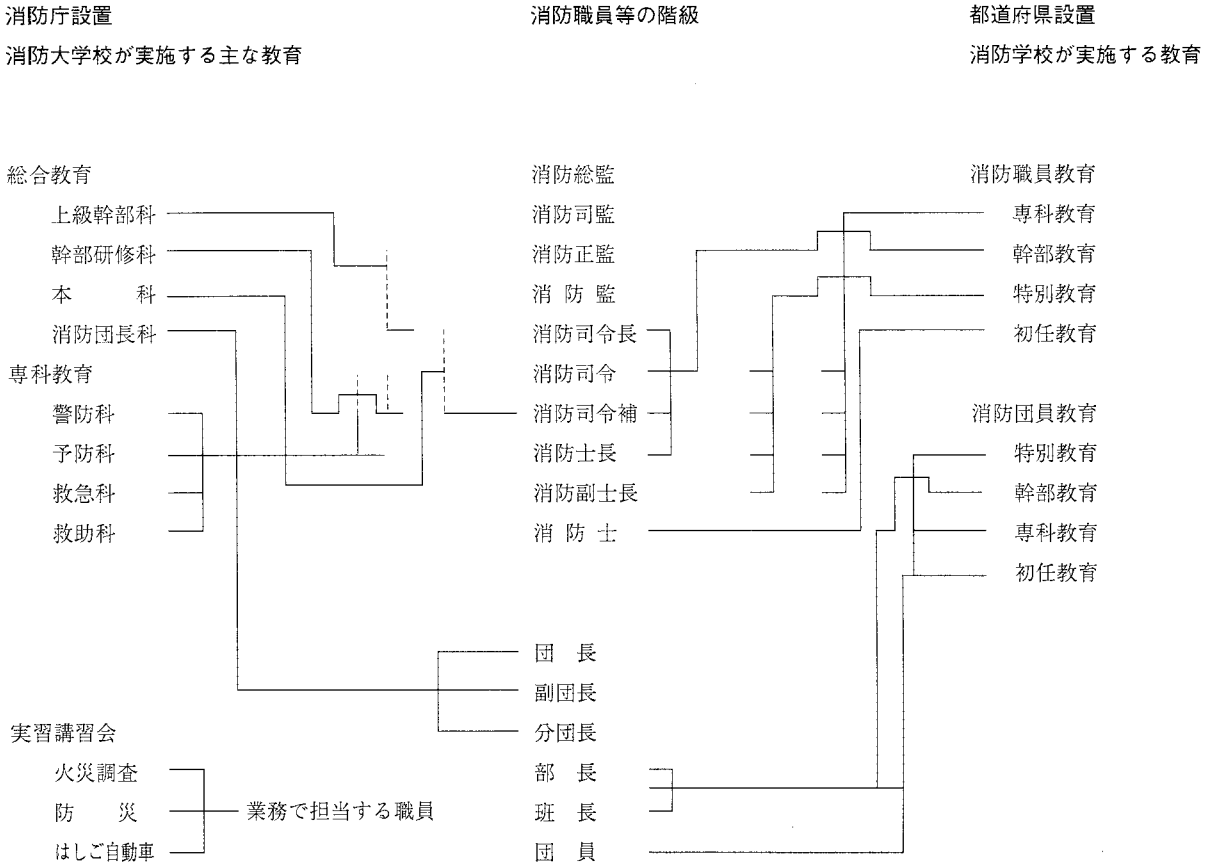
消防において、消防大学校、消防学校等の「教官」等になるための資格制度は設定されていない。しかし、専門内容に関する資格制度は設定されており、複数の資格を取得することが可能である。消防職員等は、各資格を取得したり、各種の研修に参加することによりその専門性を高める機会が用意されている。3-4図は消防職員等の生涯教育体系の概要を示している。消防学校の「教官」等は、これらの資格取得状況と各地の消防活動の実績から人事制度の一環として配置される。言葉を換えて言えば、キャリア重視の教員配置基準を設定したものと言えよう。このような「教官」等の配置に資格制度を設定していない理由として考えられるのは以下の諸点である。

- ① 職業能力開発分野の指導員のように一般労働者を対象としていないこと
- ② 指導内容である技術・技能分野が特定の範囲に限定されていること
- ③ 消防職員に対する専門内容の教育訓練であること
- ④ 独自の人事制度上に「教官」等が位置づけられていること
- ⑤ 災害の状況や原因が異なり、常に新しい教育要素が求められていること。専門性のブラッシュアップが研修の中心であること
- ⑥ ⑤の理由から教育訓練の中心はOJTとなり、Off-JTは昇格時やレベルアップ時に限られていること

この配置の基礎には、人事制度の充実がなければならない。従って、人事制度の仕組みを詳細に検討することによって得る示唆は大きいと考えられる。この方式の最大のメリットは、その時期において適切で優秀な人材を「教官」等に配置できることである。背景には、教育訓練の成果を上げ得るよう配慮すると同時に人事上の配慮を想定していると考えられる。しかし、その人材の確保には派遣する自治体の状況とも関係して並々ならぬ配慮がないと実効が上がらないと考えられる。

このような消防における教育訓練は、職業能力開発分野においては企業内教育と類似している。教育訓練の内容と訓練対象が限定され、教育訓練によって職場配置や職能評価と結合して機能する形態である。職業能力開発における認定校の指導員が、職業訓練指導員免許制度を適用されている意味は、企業の中で働く一般労働者の労働福祉と職業生涯の充実という観点からと考えられる。これらの対象者を含め、幅広い対象者に対する教育訓練は、一定の内容や成果の保証という職業訓練指導員免許制度の設定の必然性に結合したと考えられる。

消防行政における体系をみると、そこには、人事制度や研修、実績そして配置と関わっており、職業訓練指導員の職業生涯の構築を鮮明にした上で意図的・組織的に進めることの効果を示唆しているように思える。



注：同一の講習を受講する消防職員等の階級については、本表で示した階級が都道府県毎に異なっている場合があることも含めて、予想される範囲で大ききにもっとも高い階級からもっとも低い職位を示した。

3-4 図 消防職員等の生涯教育体系の概要

(2) 災害現場での活動と教育訓練の結合

現代の災害は、高層建築物の火災や自動車の普及、高速道路網の整備による事故の多重化、石油や化学物質の備蓄施設の大型化等に伴う災害の大型化、複雑化等、実に多様である。これらの事故の予防や災害への対応は、必ずしも発生前から予見して準備できるというものではない。従って、一度発生した災害については、その状況をとりまとめて、予防や対応を早期に広めることが、災害予防では重要である。消防における教育訓練は、新たな種類の災害に関する知見を周知する一つの方法として有効に機能していると言える。

「教官」等に資格制度を設定していないことは、指導内容についての知識・技能を有する人材を比較的容易に「教官」等にすることができるといことであり、消防においては、この特徴を活かして、常に現場で様々な災害の処理に対応している第一人者を「教官」等として確保していると考えられる。もちろん、指導内容は、指導者が意欲的に新たな技術、技能を学習して教科に取り入れることで新しい内容に変更してゆくことは可能であるが、現実的な対応として第一人者が教育訓練にあたる体制がとられていることが有効に機能していると言えよう。しかも、消防学校消防大学校における幹部を対象とした課程では、それぞれの分野での管理監督的な立場にある者が対象であり、そこで得た知見を職場に戻った際にOJTで広める機会を持っている。このように、消防においては教育訓練が新たな

知識、技術、技能を周知するのに適していると考えられる。

職業訓練指導員の養成体制に照らして考えると、特に公共の職業訓練指導員の場合に取り入れるべき示唆がいくつかあるように思われる。それは、一つは職業訓練指導員のほとんどの場合が指導員として職場に就くと、生産や製造などの現場を知る機会が少なくなるという現実がある。短期間の研修などを用意することもある場合もあるが、ほとんどの場合、独学で新たな技術、技能の修得の必要に迫られることもある。困難はあろうが、現場と能力開発の場の中に定期的な交流の機会を導入することがこれを解決する一つの手法になる。いま一つは、職業訓練指導員が研修からもどっても、職場で、それを広める機会が少ないのである。消防学校で指導を受けた幹部課程の研修修了者が、職場の職員等にOJTを実施するように、研修を受けた内容を地域の指導員に広める機会を作ること等により、効率的に新技術等を広く伝える手段を構築できるように思われる。

(3) 教育訓練ノウハウの蓄積

消防行政では、定期的な人事のローテーションを行っている。これにより「教官」は入れ替わり、最新の知見を得ることができるが、一方で「教官」が在職中の数年間で蓄積した教育のノウハウが、継承され得ないことが考えられる。

「教官」等の入れ替わりが活発であることは、災害現場の活動と教育訓練の結合において、有効な一面を持っているが、反面このような悩みをかかえているといっている。

また、人事ローテーションが活発な職場では、新たな職員の業務が軌道に乗るまでの立ち上がりの期間を短くすることも、業務効率の上からは必要であろう。新たな「教官」等が最新の現場の知識をもたらすものの、基礎的、基本的な教科内容について、すぐに利用できるように整備しておくことは必要である。

東京消防庁消防学校では、この課題に応えるべくレッスンプランの整備という方法でノウハウの蓄積に着手したとのことであった。レッスンプランは、文字通り、指導計画であるとともに指導の記録でもある。レッスンプランを整備し、引き継ぐことで、基礎的、基本的な教科内容はさらに指導効果が上がるように改善され、新たな「教官」等は新技術・技能等のレッスンプランづくりに精力をつぎ込むことができるのである。消防大学校においては、本科、幹部研修等で行われる学生達が行った自主研究の論文集がライブラリに蓄積され、資料としての役割を果たしていた。

職業訓練指導員に照らして考えると、個々人が蓄積しているノウハウは膨大だが、共有できるノウハウは極めて少ない状況にある。現在、B型訓練の実施によって始められた教育訓練ニーズの把握からカリキュラム編成、指導、評価までを行う現在の職務内容に十分に対応できているとはいえない。また、教科については養成訓練用の職業訓練教材、モジュール訓練教材が職種ごとに設定されているが、向上訓練中心になることにより対応できなくなっているように思える。このような職業訓練指導員のノウハウ蓄積の状況を考えると、消防における教育訓練ノウハウの蓄積に対する取り組みに学ぶところが多い。職業訓練指導員がノウハウを蓄積してゆくのであれば、時代の変化に柔軟に対応できる工夫に富んだノウハウの蓄積を図ることが重要になると思われる。

【関係法令等】

(1) 消防学校の施設、人員及び運営の基準

昭和46年4月19日

消防庁告示第1号

消防組織法（昭和22年法律第226号）第26条第4項の規定に基づき、消防学校の施設、人員及び運営の基準を次のように定める。

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、消防学校の施設、人員及び運営について必要な事項を定め、消防学校の教育水準の維持向上に資することを目的とする。

第2章 施設及び設備

(校地)

第2条 消防学校の校地は、教育にふさわしい環境をもち、かつ、教育上十分な効果をあげうる面積を有するものでなければならない。

(校舎等)

第3条 消防学校は、別表第1に掲げる校舎等の施設を備えなければならない。

(教材及び教具)

第4条 消防学校では、別表第2に掲げる教材及び教具を備えなければならない。

(維持管理)

第5条 消防学校の施設及び設備は、常に整備され、かつ、的確に管理されていなければならない。

第3章 人員

(教職員)

第6条 消防学校には、学校長、副校長又は教頭、教員、事務職員及び用務員を置く。

2 前項の教職員のほか、必要に応じ舎監を置くことができる。

(教員の数)

第7条 教員の数は、別表第3に定める数とする。

(事務職員及び用務員の数)

第8条 事務職員及び用務員は、それぞれ2人以上とする。ただし、学校給食を行なう場合は、用務員を3人以上とする。

(教員の資格)

第9条 教員は、消防に関する相当の学識経験を有するものでなければならない。

(学生の数)

第10条 消防学校において、同時に授業を受ける1学級の学生数は、40人以下とする。ただし、特別の事由があるときは、この数をこえることができる。

(合同授業)

第11条 教育実施上必要があるときは、2学級以上の学生を合わせて、授業を行なうことができる。

第4章 運 営

(実施計画)

第12条 学校長は、毎年度の末日までに、消防学校における翌年度の教育訓練実施計画を定めるものとする。

(教授細目)

第13条 学校長は、消防学校の教育訓練の基準（昭和45年3月18日消防庁告示第1号）に基づいて、各科の各教科目ごとに、あらかじめその 教授細目を定めるものとする。

(授業の方法)

第14条 授業は、講義、実験、実習、演習もしくは実技のいずれかにより、又は、これらの併用により行なうものとする。

(教育技術の向上)

第15条 教員は、常に担当教科目について研究し、これについて精通するとともに、教育技術の向上に努めなければならない。

(教育実施上の留意事項)

第16条 学校長は、教育を実施する場合、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 学生の個別指導に意を用いること。
- 2 学生に対する情操のかん養に意を用いること。
- 3 学生に対する厚生、娯楽に 意を用いること。
- 4 保健衛生の管理に意を用いること。

(寮生活)

第17条 学生は、教育訓練期間中は、原則として寮に宿泊するものとする。

(寮生活の指導)

第18条 舎監は、学生の寮生活の管理指導にあたるものとする。

- 2 舎監を置かない学校にあっては、学校長は、教員のうちから宿日直者を指名し、学生の寮生活の管理指導にあたらせなければならない。

(紀律の保持)

第19条 学校長は、学生に対する紀律の保持に努めなければならない。

(効果測定)

第20条 学校長は、教育の終末又は期間中において教育訓練の効果を測定し、その実績を確認するとともに、次回の教育実施に備えて反省を加えなければならない。

(学生の卒業等)

第21条 学校長は、所定の教科目を終了した者に対し、卒業又は修了の証明を行なうものとする。

(表彰)

第22条 学校長は、成績が特に優秀な者又は他の学生の模範となる者に対して表彰することができる。

(学校内規)

第23条 学校長は、学校教育の運営上必要な事項については内規を定めることができる。

(2) 消防学校の教育訓練の基準

昭和45年3月18日

消防庁告示第1号

改正 昭和57年2月消防庁告示第3号、58年1月第1号、12月第3号、61年3月第2号、7月第5号、平成元年6月第1号、3年8月第5号

消防組織法（昭和22年法律第226号）第26条第4項の規定に基づき、消防学校の教育訓練の基準を次のように定める。

消防学校の教育訓練の基準

(教育訓練の目的)

第1条 消防学校において消防職員及び消防団員に対して行なう教育訓練は、消防の責務を正しく認識させるとともに、人格の向上、学術技能の修得、体力の練成、規律の保持、協同精神の醸成を図り、もって公正明朗、かつ、能率的に職務を遂行し得るようその資質を高めることを目的とする。

(教育訓練の種類)

第2条 消防学校において行なう教育訓練の種類は、消防職員に対するものにあつては初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育とし、消防団員に対するものにあつては普通教育、専科教育、幹部教育及び特別教育とする。

2 「初任教育」とは、新たに採用した消防職員のすべてに対して行なう基礎的教育訓練をいう。

3 「普通教育」とは、消防団員のすべてに対して行なう基礎的教育訓練をいう。

4 「専科教育」とは、現在の消防職員及び主として普通教育を修了した消防団員に対して行なう特定の分野に関する専門的教育訓練をいう。

5 「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇進予定者に対して行なう消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。この場合において、「幹部」とは、消防職員にあつては主として消防士長、消防指令補及び消防司令の階級にある者をいい、消防団員にあつては主として班長以上の階級にある者をいう。

6 「特別教育」とは、第2項から前項までに掲げる教育訓練以外の教育訓練で、特別の目的のために行なうものをいう。

(消防職員に対する初任教育)

第3条 消防職員に対する初任教育の期間は、6ヶ月以上とし、その教科目及び時間数は、別表第1のとおりとする。

(消防職員に対する専科教育)

第4条 消防職員に対する専科教育は、別表第2に定める科（課程のあるものについては、課程）の種類ごとに行なうものとし、その教科目及び時間数は、同表のとおりとする。

2 前項の場合において、必要があるときは、2以上の科又は課程を合わせて行なうことができるものとし、重複することとなる教科目については、これを省略するものとする。

3 救急Ⅱ課程は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第50条に定める講習の課程を修了した者及び同令第51条の規定により救急業務に関する講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有すると認定された者に対して行うものとする。

(消防職員に対する幹部教育)

第5条 消防職員に対する幹部教育は、初級幹部科（主として消防士長及び消防司令補の階級にある者に対するものをいう。）と中級幹部科（主として消防司令補及び消防司令の階級にある者に対するものをいう。）の種別ごとに行うものとし、その教科目及び時間数は、別表第3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、消防職員に対する幹部教育は、必要に応じ、初級幹部科と中級幹部科を合わせて行うことができるものとし、その教科目及び時間数は、別表第3に準じて編成するものとする。

(消防職員に対する特別教育)

第6条 消防職員に対する特別教育の教科目及び時間数は、目的に応じて適宜編成するものとする。

(消防団員に対する普通教育)

第7条 消防団員に対する普通教育の期間は、4日以上とし、その教科目及び時間数は、別表第4のとおりとする。

(消防団員に対する専科教育)

第8条 消防団員に対する専科教育は、別表第5に定める科の種別ごとに行なうものとし、その教科目及び時間数は、同表のとおりとする。

2 前項の場合において、必要があるときは、2以上の科を合わせて行なうことができるものとし、重複することとなる教科目については、これを省略するものとする。

(消防団員に対する幹部教育)

第9条 消防団員に対する幹部教育の教科目及び時間数は、別表第6のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、消防団員に対する幹部教育は、階級により分けて行なうことができるものとし、その教科目及び時間数は、別表第6に準じて編成するものとする。

(消防団員に対する特別教育)

第10条 消防団員に対する特別教育の教科目及び時間数は、目的に応じて適宜編成するものとする。

(1単位時間及び1週間の時間数)

第11条 教育訓練の1単位時間は、50分を標準とする。

2 教育訓練の1週間の時間数は、38時間を標準として編成するものとする。

(教科目及び教科目別時間数の運用)

第12条 別表第1から同表第6までに掲げる教科目については、必要に応じ、分科し又は他の教科目を附加することができる。この場合においては、教育訓練の種類又は科若しくは課程の種別ごとの総時間数を下まわらない範囲内において、教科目別時間数を増減することができる。

(常勤の消防団員に対する適用)

第13条 常勤の消防団員は、この告示の適用については、消防団員とみなす。

(消防団員に対する教育訓練の特例)

第14条 消防団員に対する教育訓練が消防学校において十分実施できがたいと認められるときは、消防学校の教員を教育訓練実施場所に派遣して、教育訓練を行なわせることができる。

附 則

この告示は、昭和45年4月1日から実施する。

附 則 (昭和58年12月16日消防庁告示第3号)

この告示は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月20日消防庁告示第2号)

この告示は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年7月21日消防庁告示第5号)

この告示は、昭和61年7月1月から適用する。

附 則 (平成元年6月29日消防庁告示第1号)

この告示は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年8月5日消防庁告示第5号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1、2 略

別表第3

消防職員に対する幹部教育の科の種別並びにその教科目および時間数

1 初級幹部科

教科目	時間数
倫理	3時間以上
訓練礼式	2 〃
組織制度	4 〃
行財政	12 〃
法学	20 〃
人事管理	12 〃
安全管理	10 〃
警防行政	10 〃
現場指揮	20 〃
予防行政	10 〃
救急行政	6 〃
事例研究	14 〃
行事その他	7 〃
計	130 〃

2 中級幹部科

教科目	時間数
倫理	3時間以上
訓練礼式	2 〃
組織制度	2 〃
行財政	10 〃
人事管理	9 〃
安全管理	6 〃
警防行政	3 〃
現場指揮	10 〃
予防行政	3 〃
救急行政	2 〃
事例研究	14 〃
行事その他	6 〃
計	70 〃

別表第4～ 略

【現地調査施設】

(1) 消防大学校

住所：〒181 東京都三鷹市中原3-14-1

電話：0422-46-1711 (代表)

(2) 東京消防庁消防学校

住所：〒151 東京都渋谷区西原2-51-1

電話：03-3466-1511 (代表)

【参考文献】

- (1) 国立教育研究所特別教育「生涯学習化社会の教育計画に関する総合的研究」報告書『部局所管学校の現状と課題』、平成4年12月
- (2) 『省庁所管学校の現状と将来に関する総合的研究』、平成2年9月、筑波大学大学研究センター
- (3) 市川昭午編著『大学校の研究』、平成5年11月、玉川大学出版部
- (4) 消防庁『平成6年版消防白書』、平成6年11月、大蔵省印刷局
- (5) 『消防大学校要覧』 (パンフレット)
- (6) 『平成6年度消防大学校教育訓練実施要領』 (冊子)
- (7) 『創立80周年新校舎落成記念』 (パンフレット)
- (8) 東京消防庁消防学校『平成7年度 学校教養計画』 (冊子)